

令和7年度 第1回

船橋市学区審議会

日時：令和7年7月7日（月）

午前10時30分～

場所：市役所本庁舎7階 教育委員室

(次 第)

1. 開 会

2. 議 事

(1) 「通学区域の追加設定又は削除について」(諮問)
に対する答申について

(2) 報告

(3) その他

3. 閉 会

船橋市学区審議会委員名簿

No.	氏名	性別	選出条項等	備考
1	すぎみず じゅんこ 杉水 純子	女	市立小学校及び中学校の校長	
2	いその まもる 磯野 護	男	市立小学校及び中学校の校長	
3	おおえ たくみ 大江 巧	男	学識経験者	
4	さはら まきこ 佐原 摩貴子	女	学識経験者	
5	かせ たけまさ 加瀬 武正	男	学識経験者	
6	さいとう しんたろう 齋藤 新太郎	男	学識経験者	
7	えびはら だいき 海老原 大樹	男	学識経験者	
8	いがらし まさき 五十嵐 正樹	男	市職員	
9	よしかわ たけし 吉川 健	男	市職員	
10	ひだか ゆういちろう 日高 祐一郎	男	市職員	

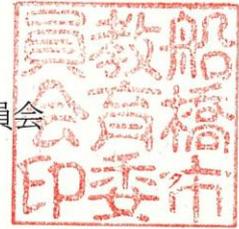
任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

(写)

船 教 学 第 633 号
令 和 7 年 7 月 7 日

船橋市学区審議会会長 様

船橋市教育委員会



通学区域の追加設定又は削除について (諮問)

通学区域を下記のとおり変更することについて、貴審議会の意見を求めるため諮問いたします。

記

1. 諮問事項

(1) 葛飾小学校区

- ①西船4丁目9番「7号」を葛飾小学校(西海神小学校を選択できる地域)の通学区域より削除する。
- ②印内2丁目2番「17号」を葛飾小学校(西海神小学校を選択できる地域)の通学区域より削除し、印内2丁目2番「17号の一部」を通学区域とする。

(2) 西海神小学校区

- ①西船4丁目9番「5号、6号」を西海神小学校(行田西小学校を選択できる地域)の通学区域とする。
- ②印内2丁目2番「17号以外」を西海神小学校(行田西小学校を選択できる地域)の通学区域より削除し、印内2丁目2番「(17号の一部を除く。)」を通学区域とする。

(3) 夏見台小学校区及び塚田小学校区

夏見台3丁目2番「29号」を夏見台小学校の通学区域より削除し、塚田小学校(夏見台小学校を選択できる地域)の通学区域とする。

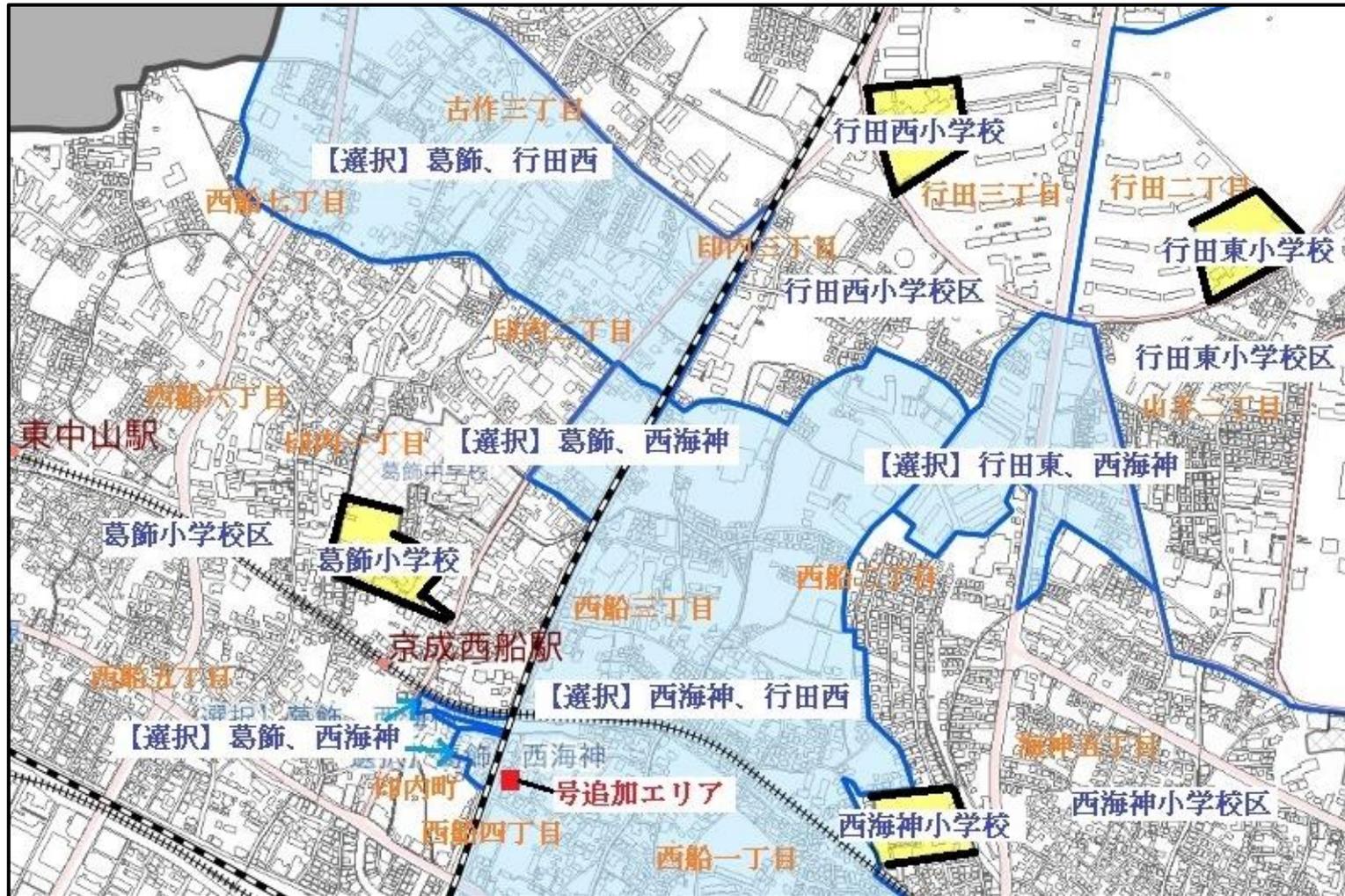
(4) 船橋中学校区及び旭中学校区

夏見台3丁目2番「29号」を船橋中学校の通学区域より削除し、旭中学校の通学区域とする。

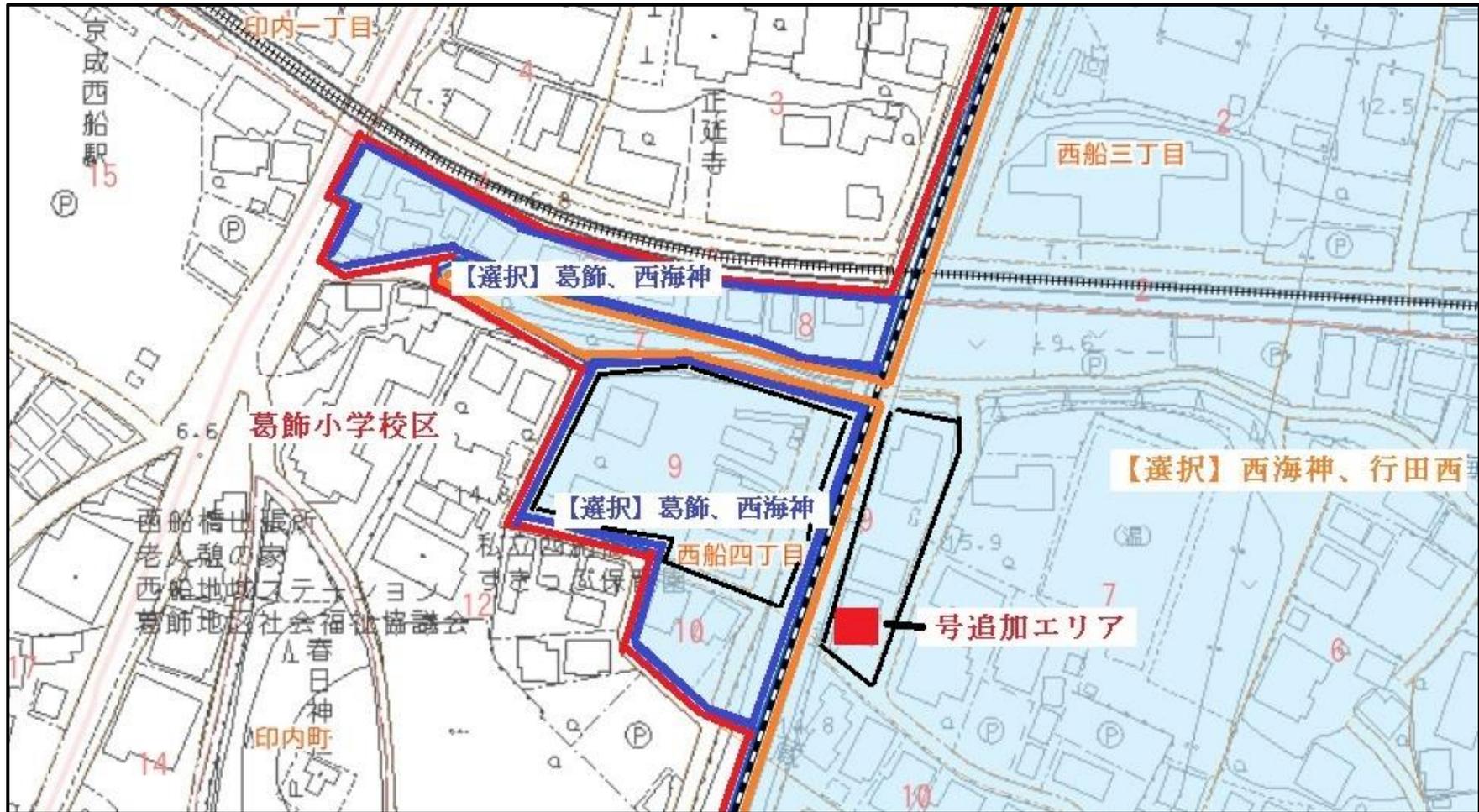
2. 諮問理由

住居表示に即し、規則を整備する必要があるため。

資料①-1 (西船4丁目9番5、6号 通学区域図)



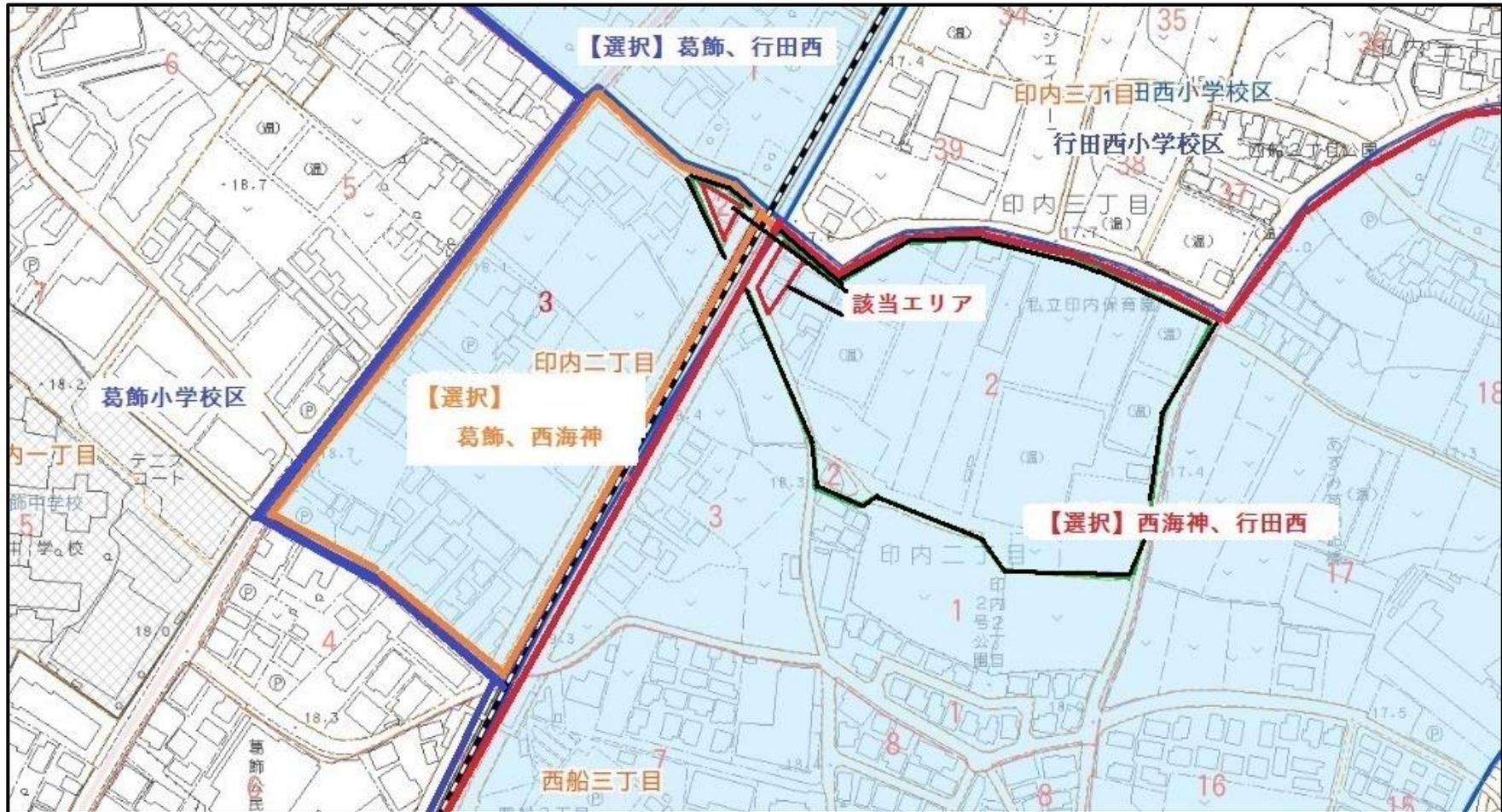
資料①-2 (西船4丁目9番5、6号 通学区域図)



資料②-1 (印内2丁目2番17号 通学区域図)



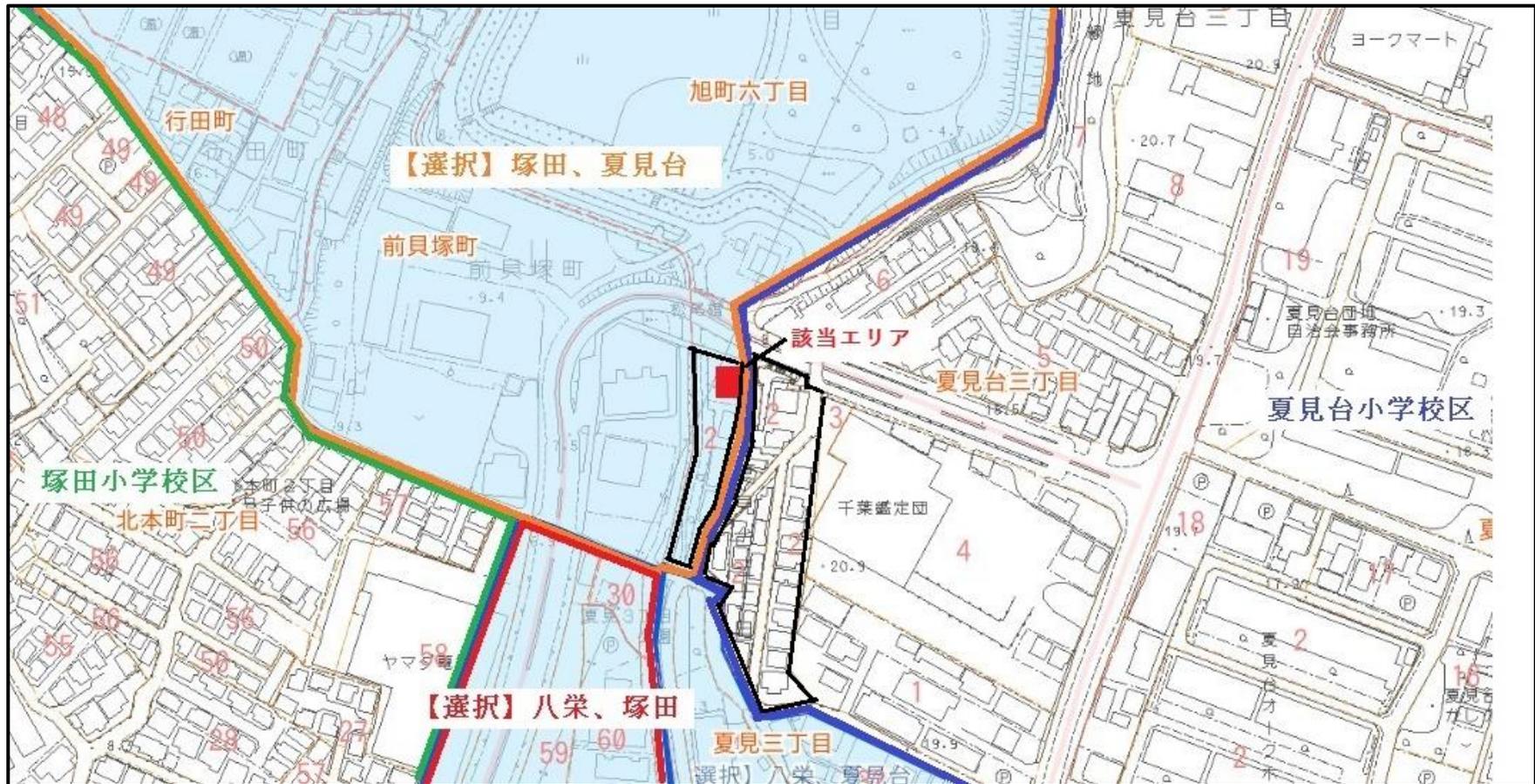
資料②-2 (印内2丁目2番17号 通学区域図)



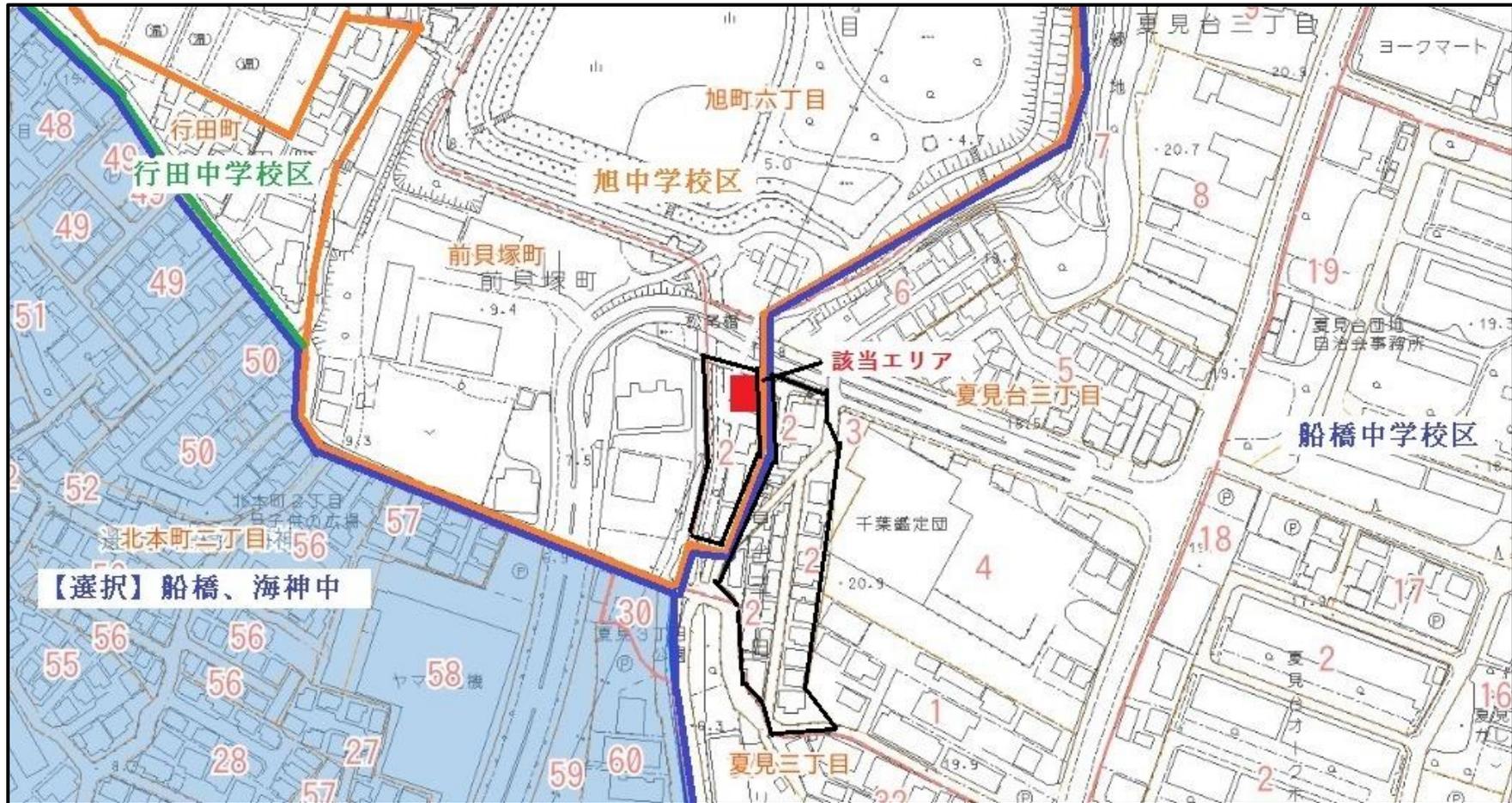
資料③-1 (夏見台 3 丁目 2 番 29 号 通学区域図)



資料③-2 (夏見台 3 丁目 2 番 29 号 通学区域図)



資料③-3 (夏見台 3丁目 2番 29号 通学区域図)



船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（案）

改正後			改正前		
別表 (その1)			別表 (その1)		
学校名	通学区域		学校名	通学区域	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
西海神小 学校	(略)	(略)	西海神小 学校	(略)	(略)
	西船	1丁目 2丁目1番～19番、20番(1棟～13棟を除く。)、21番、22番 3丁目1番、2番、3番1号～21号・23号～25号、6番3号の一部、7番、8番 4丁目1番～7番、8番2号、9番1号～6号、10番3号・5号～10号、11番、29番～32番		西船	1丁目 2丁目1番～19番、20番(1棟～13棟を除く。)、21番、22番 3丁目1番、2番、3番1号～21号・23号～25号、6番3号の一部、7番、8番 4丁目1番～7番、8番2号、9番1号～4号、10番3号・5号～10号、11番、29番～32番
	印内	2丁目1番、2番(17号の一部を除く。)、3番85号～90号・95号		印内	2丁目1番、2番(17号を除く。)、3番85号～90号・95号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
葛飾小学 校	西船	3丁目3番1号・2号・4号・11号・16号・31号・34号・35号、4番、5番、6番1号・	葛飾小学 校	西船	3丁目3番1号・2号・4号・11号・16号・31号・34号・35号、4番、5番、6番1号・

		2号・3号の一部・4号～11号・15号～20号・23号・25号～29号 4丁目8番8号～15号・18号～20号、9番8号・11号～13号・15号～17号・20号・21号、10番1号・12号、12番～28番 5丁目～7丁目
	印内	1丁目 2丁目2番17号の一部、3番1号～36号、4番～12番 3丁目1番～3番
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
夏見台小	(略)	(略)
学校	夏見台	1丁目、2丁目 3丁目(2番29号～32号を除く。) 4丁目 5丁目(1番を除く。) 6丁目
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
塚田小学	(略)	(略)

		2号・3号の一部・4号～11号・15号～20号・23号・25号～29号 4丁目8番8号～15号・18号～20号、9番7号・8号・11号～13号・15号～17号・20号・21号、10番11号・12号、12番～28番 5丁目～7丁目
	印内	1丁目 2丁目2番17号、3番1号～36号、4番～12番 3丁目1番～3番
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
夏見台小	(略)	(略)
学校	夏見台	1丁目、2丁目 3丁目(2番30号～32号を除く。) 4丁目 5丁目(1番を除く。) 6丁目
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
塚田小学	(略)	(略)

校	夏見台	3丁目2番29号～32号 5丁目1番
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(その2)

学校名	通学区域	
船橋中学校	(略)	(略)
校	夏見台	1丁目、2丁目 3丁目(2番29号～32号を除く。) 4丁目 5丁目(1番を除く。) 6丁目
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
旭中学校	(略)	(略)
	夏見台	3丁目2番29号～32号 5丁目1番
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

校	夏見台	3丁目2番30号～32号 5丁目1番
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(その2)

学校名	通学区域	
船橋中学校	(略)	(略)
校	夏見台	1丁目、2丁目 3丁目(2番30号～32号を除く。) 4丁目 5丁目(1番を除く。) 6丁目
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
旭中学校	(略)	(略)
	夏見台	3丁目2番30号～32号 5丁目1番
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

海神中学校の通学区域(学区)変更について(報告)

1. 開発地域

山手1丁目(日本建鐵跡地 別紙参照)

2. 現在の通学区域(学区)

小学校:行田東小学校

中学校:行田中学校

3. 状況

現在、山手1丁目の日本建鐵跡地において、現状の小学校・中学校の通学区域(学区)に影響する規模のマンション開発が予定されている。昨年11月に開催された船橋市都市計画審議会において供給戸数の範囲が示された。(おおよそ1,200戸)

最も早いスケジュールの場合、令和10年4月に供用開始となるとの情報があり、児童生徒の受け入れ先となる小中学校について教育委員会内で協議を行った結果、小学校、中学校の通学区域(学区)について、下記の変更案とする方針で進めることとなった。

4. 学区域(学区)の変更案

・小学校:行田東小学校(現学区のまま)

行田東小学校については、敷地にスペースがあることから校舎を増築することが可能で、一つの学校で開発により増加する児童全てを受け入れることができる見込み。

・中学校:行田中学校 ⇒ 海神中学校へ変更

現学区の行田中学校では、増加する生徒を一校で受け入れることができない。令和9年度の供用開始を目途に校舎建替を進めている海神中学校であれば、開発により増加する生徒の受け入れが可能。

5. 進捗状況

令和7年3月 学区審議会委員(前期の委員)へ状況説明の文書送付

4月 行田東小学校の学校運営協議会において説明

5月 海神中学校の学校運営協議会において説明

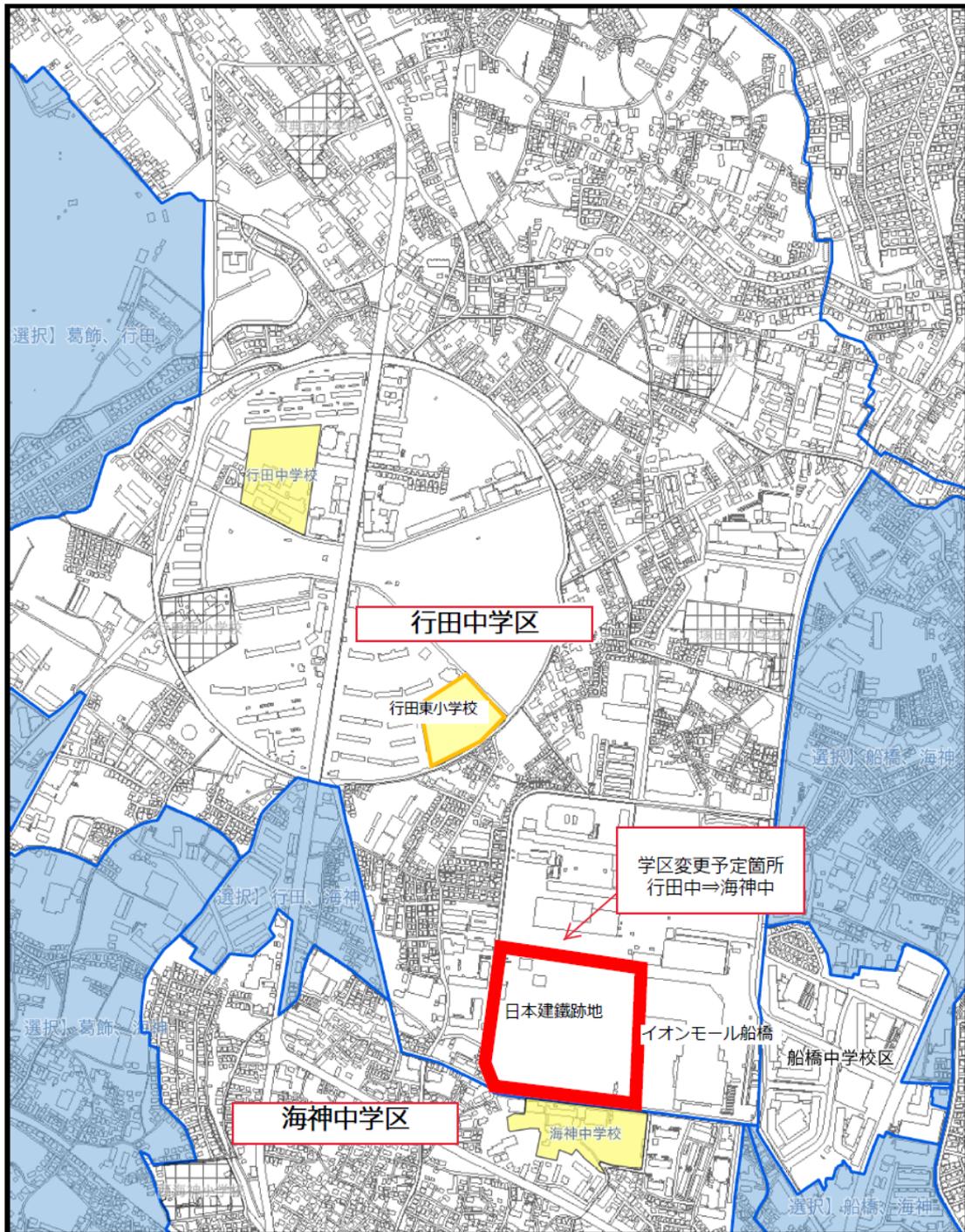
6月 関係する地域の町会・自治会へ学区変更案についての案内の回覧を依頼

7月 学区審議会において報告

※今後、開発マンションの住所が確定したら学区審議会に諮問し、教育委員会会議にて規則改正を行うことを予定。

令和10年4月～(予定) 開発地域の一部で順次入居開始

資料(山手1丁目 中学校通学区域図)



水色で塗られた箇所は選択学区となっています。

学区審議会の経緯

小・中学校通学区域の適正化を期するため、昭和41年12月に船橋市学区審議会等に関する規則（教育委員会規則第3号）により学区審議委員会が設置された。委員定数は15人以内で、小・中学校長、教育委員会事務局職員、市長事務部局職員及び学識経験者で組織されていた。

当時は、都市構造の変化や人口の急激な増加が著しく、これに伴う学校の新設、学区再編成にかかる業務は、教育行政の中心的な課題であった。また、地域住民あるいは教育の主体者である子どもにとっても、学区の問題は重大な関心事となっていた。そこで、通学区域の適正化を慎重に進めるために、教育委員会の諮問機関として、学区審議委員会が設置された。

その後、昭和48年4月に船橋市学区審議会条例（条例第21号）が制定され、学区審議委員会から学区審議会に名称が変更になり、現在に至っている。現在の委員定数は10人以内で、市立小学校及び中学校の校長、学識経験者及び市職員で組織されている。

○船橋市学区審議会条例

昭和 48 年 4 月 1 日

条例第 21 号

船橋市学区審議会条例

(設置)

第 1 条 市立小学校及び中学校の通学区域の設定に関し、必要な事項を調査、審議させるため、船橋市学区審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査、審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 3 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから船橋市教育委員会が委嘱する。

(1) 市立小学校及び中学校の校長

(2) 学識経験者

(3) 市職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 委員(第 1 項第 2 号に掲げる委員を除く。)にあっては、委嘱当時の職を離れたとき、臨時委員にあっては、当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときに、それぞれ解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第 6 条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。